

特別養護老人ホーム入所者の健康診断について

H27. 3. 12 高齢対策課事業者指導班

特別養護老人ホーム入所者の健康管理については、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例」（平成 25 年栃木県条例第 13 号）第 22 条等において「特別養護老人ホームの医師又は看護職員は、常に入所者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採らなければならない」とされている。

また、「特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準について」（平成 12 年 3 月 17 日老人保健福祉局長通知）において、「特別養護老人ホームの入所者は、身体的、精神的に著しい障害を有する者であることに鑑み、常に入所者の健康状態に注意し、疾病の早期発見、予防等健康保持のための適切な措置をとるよう努めること」とされていることから、その具体的な措置として、本県では、**健康診断を年に 2 回以上実施**することとしてきたところであり、今回、特別養護老人ホームにおける入所者の健康管理の実態を踏まえ、改めて取扱いを整理するものである。

1 診査項目

原則として、「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく、**特定健康診査項目**とする。

| 項 目 | | 実施区分 | 項 目 | | 実施区分 | |
|-----|-------------|------|----------|----------|----------|---|
| 診察 | 質問項目（問診） | ○ | 代謝系 | 空腹時血糖 | □ | |
| | 計測 | 身長 | | ○ | HbA1c | □ |
| | | 体重 | | ○ | 尿糖（半定量） | ○ |
| | | BMI | ○ | 血液一般 | ヘマトクリット値 | △ |
| | | 腹囲 | ○ | | 血色素量 | △ |
| | 理学的所見（身体診察） | ○ | 赤血球数 | △ | | |
| | 血圧 | ○ | 尿腎機能 | 尿蛋白（半定量） | ○ | |
| 脂質 | 中性脂肪 | ○ | 12 誘導心電図 | △ | | |
| | HDL-コレステロール | ○ | 眼底検査 | △ | | |
| | LDL-コレステロール | ○ | | | | |
| 肝機能 | AST（GOT） | ○ | | | | |
| | ALT（GPT） | ○ | | | | |
| | γ-GT（γ-GTP） | ○ | | | | |

○…必須項目

△…医師の判断に基づき選択的に実施する項目

□…いずれかの項目の実施でも可

※ 結核予防を目的とする**胸部 X 線検査**（更に詳細な検査が必要な場合には、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査）については、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に基づき**義務付け**られていることから、**年に 1 回必ず実施**すること。

2 診査回数

原則として、上記の診査項目を**年に 2 回以上**実施することとする。

なお、施設において日常的に行うバイタルチェックや、既往疾病のある入所者について随時又は定期的に行われる血液検査等のうち、**上記の特定健康診査項目と重複する項目については、健康診断の診査回数とみなすことも可能**とする。

3 適用時期

平成 27 年 4 月 1 日から適用する。